これからの部活動における ボールゲームに携わる指導者に求められる資質

―サッカーを事例として:大会運営および技術・戦術指導について―

菊原伸郎 埼玉大学教育学部保健体育講座

キーワード:部活動、指導者、ボールゲーム、コーチング、資質

1. はじめに

平成25年9月8日、アルゼンチンの首都ブエノスアイレスにて開催されたIOC総会において、2020年夏季オリンピックの開催地が東京に決定した。日本にとっては、1964年に開かれた第18回東京大会につづき2度目の夏季オリンピック開催となる。スポーツを通じて他国に自国を理解してもらう絶好の機会と捉えると、益々、日本の体育やスポーツ指導に携わる関係者の力量が社会から問われてくるであろう。スポーツや体育の世界では、生涯を通じて健康で豊かな人生を送るための指導や教育がなされている一方、競技スポーツをみていくと、体罰や規則に関わる諸問題がなくならない現状がある。これらの問題は、スポーツや体育を指導する関係者のみならず、運動者の関係者にとっても大きな関心事となっており、体育やスポーツ界全体のイメージを低下させている要因にもなっている。

これらの問題を改善するために、これまでの指導者養成について今一度見直すよい機会と捉えてはどうだろうか。現在の日本における体育やスポーツに携わる指導者の養成について一般的に理解されていることは、体育科教員の養成に関しては教員養成大学において体系化されていることが挙げられる。その効果として、学校体育における授業内容の出来不出来に関する体罰は大きな問題として取り上げられていない。ただし、学校体育で取り上げられている体罰の問題は部活動などの課外活動で起きている現状がある。これまでの教員養成大学のカリキュラムは、正課体育の指導に関する講義や実技は確保され学生に提供されているが、課外活動の指導に関するプログラムは提供されるに至っていない。この件に関しては、学生自らが部活動を通じた実践経験から指導力を獲得しているのが現状である。また、専門種目の指導者養成に委ねられている点にも問題があることが考えられる。

専門種目の指導者養成に関しては、昨今、世界から注目されるほどのシステムを構築してきたサッカーは他の種目の指導者養成と比べ群を抜いたシステムとプログラムを構築し実施されている。著者が平成24年8月下旬より受講した「日本サッカー協会公認S級コーチ養成講習会(以下、「S級講習会」)」では、サッカーの指導実践のみならず、体育やスポーツ現場で起こりうる諸問題に対する心構えと対応についての講義がプログラム化されていた。それは、ディベートやプレゼンテーションの実践、トレーディングゲーム研修や言語技術教育を通じたコミュニケーション・スキルの講義であり、トップレベルの指導者としての資質と能力を磨くことを目的としてカリキュラム化されていた。このように、これからの身体文化に携わる指導者に求められる資質や能力の向上は、レベルを問わず運動者へ還元されるため、益々、質の高い指導者養成プログラムの必要性が高く

なると考えられる。

しかしながら、他の種目の指導者養成の現状をみていくと、日本体育協会主催の共通科目と専門種目の指導者養成は存在しているものの、指導者に必要な経験や指導実践以外の知識や資質に関する訓練と試験において、高いハードルが課されていないのが実状である。もちろん、各種目のトップレベルの指導者を対象とした指導者養成講習会はサッカーの手法を参考に行われ始めたが、経験の少ない若手の指導者を養成する講習会ではそのレベルに達していないことが、各関係者との話の中でわかってきている。この件に関しては、今後、調査研究を行い検証し、各専門種目が指導者養成システムの改善に力を注ぐことを期待する。

そこで、本研究では部活動におけるボールゲームに携わる指導者に求められる資質を次のよう に定義して論じていく。

【定義】

- □種目の指導をする以前に、大会を運営できる知識と価値観を有している人物
- □一つの種目の本質を探り、深く理解しようと努めている人物
- □運動者の個性を見極めるための努力を厭わない人物

本研究では著者が平成25年度「S級講習会」を受講した際に感じた大会運営および技術・戦術力向上を目指した指導に関する事例をもとに考察を加え、これからの部活動のボールゲームに携わる指導者に求められる資質を探っていく。また、著者の専門がサッカーであることから、球技の集団スポーツにおける指導者の観点で論を進めていく。今後、本研究で示された指導者の資質が、組織や運動者が指導者を選ぶ際の基準となることを期待する。

2. 研究方法

本研究では、これからの身体文化に関わる指導者に求められる資質を探るために、平成24年度および、平成25年度に行われた「埼玉県大学サッカー連盟(以下、「埼玉学連」)主催の1部リーグ戦」で起きた2試合の没収試合の事例を挙げ考察していく。ただし、個人名については特定されることがないようにアルファベットで記載することとした。

つづいて、著者が平成24年に受講し平成25年に認定された「S級講習会」受講時に感じた技術・ 戦術に関する指導力向上の観点から、これからの指導者に求められる資質について考察を行う。

3. 結果と考察

3-1 大会運営能力の資質向上を目指して

(1) 平成24年度埼玉県大学サッカーリーグ戦における没収試合の事例

大 会 名:平成24年度埼玉県大学サッカーリーグ戦1部 (第1節)

日 時:平成24年4月7日(土) 13:50キックオフ(試合終了15:55)

試合結果: SK大学 1-6 S大学

本件は、試合終了後に敗戦チーム:SK大学から出された異議申立てに対する大会運営組織の対応に関する事例である。異議申立ての内容は「選手証の未提出は没収試合」との意見であり、本

件は埼玉学連評議委員会議長の判断により、翌日に1部所属チーム代表者のみで会議し決定することを通達され行われた。大会期間中に新たなルールを1部所属チームの代表者、つまりは利害関係者の間での多数決によってこの試合は没収試合とされた。この時点で大会運営サイドでは没収試合の規定がなかったため、同時に没収試合の得点結果について「5点差または3点差」の話がなされた。結果、3点差が妥当との意見が多数であったため「SK大学 3-0 S大学」の決定がこの会議にて決定された。

以上の事例に関する問題を整理していくと次のようになる。まず、大会運営役員の多くが大会要項の真意を理解できていないことが伺える。埼玉学連 (2012) リーグ戦大会要項では諸注意 (2)で「…選手証を提出し…」と選手証の提出により本人確認を行うことが記載されているが、選手証を提出できなかった選手に対する措置として、大会要項では諸注意 (4)で「その他の運営上の注意点は「競技の運営上の注意事項」として別に定める」として、大会運営責任者もしくは代理の者の確認により選手の本人確認が認められれば試合は成立することが認められていた過去がある。本件に関しては、大会運営者が未然に防げる規約の認識不足、すなわち、大会要項を補足するため毎年継承している「競技の運営上の注意事項」の確認がなされなかっただけでなく、配付されていなかったために起きた確認ミスであった。

また、大きな問題として大会前に確定していないルールを大会期間中に利害関係者であるメンバーの多数決方式により決め、そのルールの適用を遡って前の試合に適用したこと、すなわち「不遡及の原則」から外れた行為があったことはどの社会においても認められることではない。残念ながら埼玉学連では、この時点で没収試合に関する規約や申し合わせ事項が何にも記載されていなかった。また、そのルール作成上の根拠となった上部団体のルール認識に誤認があったにも関わらず、それを理解した上で下された没収試合の決定から、大会運営組織および役員の多くに問題があると考え検証する意味が深くなると考えられる。

本件の問題は、試合当日に選手の本人確認に必要な選手証(顔写真と選手登録番号)が出せなかった場合の措置についてである。大会要項には「選手証を保持していない選手は試合に出場できない」と記されているが、アマチュアの大会の場合、特に学校体育に属する部活動が参加する大会では、指導者の責任や顔写真付きの学生証や免許証の確認により試合の出場を認めているところがほとんどである。また、大会プログラムに「運営上の注意事項」を詳細に記載している大会はほとんどない。実際に過去、埼玉学連においても、選手証不携帯時に代表者により写真付きの学生証等での本人確認によって試合が成立した事例も当時の代表者の話から明らかにされている。また、平成22年度のリーグ戦においては、リーグ戦の運営責任者にすべての権限が委任され、選手証不携帯時に運営責任者へ連絡することと示された「大会運営上の注意事項」が残されていたことが、当時の埼玉学連学生委員長のインタビューから明らかにされているにもかかわらず、問題は正しい方向に進むことはなかった。

これは「教育的配慮」の考えとともに、「Player's first」の考えに則った相応しい判断が運営者によって適用されている。一方、プロフェッショナルの大会では一般的に有料にて観客を集めている関係上、本件と同様のケースがあった場合、罰金のペナルティーが科せられ試合は行われることとなっている。今回の問題は、不遡及の原則から外れた行為をしたことを理解できない評議委員があまりにも多かったことに原因が一つあることが伺える。もう一つは、そのルール作成上、参考とした上部団体である関東大学サッカー連盟(以下、「関東学連」)主催の平成23年度リーグ戦後期において発生した「選手証不携帯による没収試合」の印象が強く指導者の間で刻まれてい

ることに間違いの要因があることが伺える。ただし、関東学連理事会 (2011.12.6) において大会終了後に行われた理事会にて、開催要項と別に運営要項を見直す案が「選手証不携帯の場合、試合当日の18:00迄に事務局へ持参することが出来れば試合は成立する」と出され、関東学連常務理事会 (2012.1.17) において了承されリーグに所属する全チームに確認がなされている。このルールは平成24年度の関東大学サッカーリーグの開催要項および運営要項の書面には記載されていないが、大会関係者すべてが共有している申し合わせ事項となっていることが関東学連関係者の話からわかった。

この事実を改めて理解した上でも「S大学 6-1 SK大学」の試合を関東学連の大会要項に則し「S大学 0-3 SK大学」と下した埼玉学連評議委員会の没収試合に票を入れたメンバーらは、大会を運営する評議委員としての資質を有していないことがわかる。本件は、その後K評議員より埼玉県サッカー協会規律委員会宛に異議申立書が提出され、事情聴取がなされた後に埼玉学連の運営に問題が多くあるとのことで差し戻された。しかし、再度、協議した後に多数決方式にて改めて没収試合との決定が下されたことは非常に残念なことであると強く感じる。

参考までに、本件の内容は埼玉学連(2013)平成25年度第46回埼玉県大学サッカーリーグ戦大会要項の「諸注意(3)(公財)日本サッカー協会発行の写真付き選手証を提出できない場合、試合当日の21:00までに評議委員会議長まで提出・確認作業を行うこと。尚、評議委員会議長が不在の場合は代理(委任された者)でも可とする。」と、本件が本来変更すべき内容に改訂されていることを付け加えておく。

(2) 平成25年度埼玉県大学サッカーリーグ戦における没収試合の事例

大 会 名:平成25年度埼玉県大学サッカーリーグ戦1部 (第11節)

日 時:平成25年9月7日(日) 13:50キックオフ(試合終了15:55)

試合結果: J大学 1-1 D大学

試合終了後にJ大学より、「出場停止処分の選手を出場させた場合は没収試合」との異議が出され、別途、埼玉学連評議委員会にて協議がなされた上で没収試合「J大学 3-0 D大学」の決定が下された。

以上の事例の詳細を調べていくと、試合は大会運営者立ち会いの下、選手の本人確認と出場停止処分選手の確認がなされた上で試合が成立していたことがわかった。また、本来出場停止処分であった競技者が大会運営者の許可を得た形ではあるが、試合に出場してしまった事実がある。つまりは、本来その試合に出場することができない選手を大会運営者は見落とし、その選手には大会要項を正しく理解しないまま試合に出場させてしまった事例である。

ここで問題となるべきことは大会運営の質にあると考えられる。それは、大会運営者がその選手が所属する団体の代表者に対してその試合への出場が不可能であることを告げることで簡単に防ぐことができるレベルのミスであったことからわかる。大会は毎試合の直前に行われるマネージャーズミーティングにおいて累積警告および退場者リストの確認により、出場停止処分を受けている選手の試合への出場を未然に防ぐ役割を担っている。参考までに、マネージャーズミーティング時の大会運営者の大きな仕事は二つある。一つは、出場競技者の本人確認作業であり、もう一つは出場停止処分を受けている選手の確認である。

埼玉学連評議委員会は、後日、この問題を協議した上で一度成立した試合「J大学 1-1 D大学」

を没収試合「J大学 3-0 D大学」として決定を下した。本件に関して、ペナルティーを科せられるべき対象が誰であるのべきかについて、今一度、大会運営を担う埼玉学連評議委員会は考え直すべきであると感じる。もう一つは、大会運営者としての力量が著しく不足している人物が多くいる現状があることを受け入れ、組織の見直し、もしくは、指導者の大会運営能力の向上に関するプログラムの提供を急ぐ必要性を感じる。

本来、大会運営は利害関係のない者が行うものであるが、学校や大学の部活動が関係している 運営組織においては、経費節約や人手不足を理由に大会参加チームの指導者が大会運営を担う場 合がほとんどである。今回挙げて考察してきた二つの事例から学ぶべきことは、これからの指導 者に求められる資質として大きな要因となってくると考えられる。それは、大会運営に当たる指導 者が持つべき資質とは、「Player's first」の考え方を第一と心得、運動者を尊重する謙虚さを備え ている人物が担うべきであり、併せて、これからの指導者は規約や規則に示された内容が持つ意 味を深く理解できる人物が担うべきであると考える。

3-2 技術に関する指導力向上を目指して

技術に関する指導力の向上を図るために、これからの指導者が持つべき資質について、著者のこれまでのプレイおよび指導経験で感じてきたことを述べていく。ここでは、特にパスやシュートにおけるキック技術に焦点を当てて論じていく。

まず、日本においてボール保持者が相手のプレッシャーを受けた状態から発揮するキック技術が、世界のトップレベルの選手よりもかなり低いレベルにあったことが挙げられる。昨今の日本サッカーの最重要課題である「決定力不足」は、単にボールを蹴る技術力レベルが低いことにある。この件について福田(2007)は「どんな試合展開であろうと、どんな局面であろうと、シュートを打てるということは、選手にとっては決定的なゴールチャンスです。そのため、どんなシュートでも、それを決める力、それが『決定力』だと考えています。」と述べている。つまりは「ゴールを決める力=キック技術の精度」であり、サッカーの試合において重要なことは試合の状況下におけるキック技術の精度にあると考えられる。

サッカーにおけるキックの技術とは狙った場所に自らの身体を駆使してボールを送るための運動発揮であり、この運動が試合の状況下で行われると「パス」や「シュート」といった個人戦術達成力として評価されることになる。サッカーにおいてキックの技術を発揮する場面は、ボールを保持している者が受け手と相手の状況を認知、判断した上でチャレンジまたは、つなぎのパスを実行に移すシーンにある。ここでパスの精度に影響を及ぼす要因を整理してみると次のようになる。一つは、「認知、判断、実行」に費やす戦術行動の時間に個人差があること。もう一つは、相手のプレッシャーをボール保持者と受け手が受けている状況で精度の高い技術力を発揮しなければならない点が挙げられる。認知し判断する際の個人の差に関しては、「眼の力」と深い関わりがあるため、この件については次の「戦術に関する指導力向上」にて考察していく。

ボール保持者が相手のプレッシャーを受けた状況下で正確なパスを通すために必要なことは、 自らの身体的な特徴、すなわち、筋力や神経の能力だけでなく関節の可動域にも意識を持つこと が重要になると考えている。竹内(2009)や菊原(2012)はサッカーにおける運動者のキック技 術や技能発揮に関して、重心動揺からみた股関節の回旋角度との関係性に着目し、その能力に関 する測定値を技術指導に生かせることを示唆していることから、キックの技術力を向上させるため に指導者が把握しておくべきことは二つあると考える。一つは支持脚の片足バランス能力に関する 情報であり、もう一つは蹴り脚の股関節に関する内旋角度の情報にある。これらの情報は、立位による実践に近い状態を測定できる機器を用いることによって情報収集ができる段階に入っているため、指導者は運動者の身体的特徴を把握するための測定を行うことで指導力向上を更に上げることが期待できる。

これまでのキックに関する技術指導では指導者の感性と経験値によるところが多くみられてきたが、指導者の経験値には限りがある。そのため、指導者が技術に関する指導力を向上していくためには「運動者一人一人の身体的な特徴に関して科学的な情報を得た上で個別指導することで、運動者の技術力を向上させる可能性が広がる」と講習会受講や指導を日々行う中で著者は強く感じている。このような視点から、技術に関する指導力を向上するためにこれからの指導者が持つべき資質は、指導対象となる運動者の身体が、各々異なった機能を備えていることを理解し、把握するための測定を怠らないことが挙げられる。

3-3 戦術に関する指導力向上を目指して

戦術に関する指導力を向上するためにこれからの指導者が持つべき資質は二つあると考える。 一つは、指導者は運動者の動きやボールスピードを正確に追うことができる「眼の力」を高いレベルで備えていること。もう一つは、屋外スポーツにおけるグラウンド環境を本来あるべき姿に整備する考えと行動力を備えていることと考える。

まず、指導者の「眼の力」について著者が昨年受講した講習会で感じた点を挙げていく。サッカーの戦術に関する指導実践の力を向上させるためのテーマに「現象と原因」といったキーワードがあった。プロの監督になるべき指導者の必要条件として、第一にトレーニング現場において、瞬時に起きた現象の善し悪しを判断できなければならない。その上で問題となった現象の原因を把握できていなければ、その指導者は運動者やチームに対するコーチングにおいて致命的なミスをする可能性が高くなると推察できる。プロレベルで起こる選手と指導者とのトラブルの主な原因の始まりは、戦い方の嗜好の相違ではなく、プレイの認知と判断に関する見誤り、または、見方の相違であると著者は選手時代から感じていた。実際に講習会においても、指導者役の受講生と選手役の受講生との意見の相違を外から観ていると、その現象を見ている位置が選手と指導者で異なり見えているものが違うことが幾つかあった。同じように、その現象が起きた原因を見ている位置も異なるため、時として選手の意見が正しいことがあった。

著者は普段のアマチュア指導の現場からだけでなくプロリーグのテレビ解説やスタジアム観戦より、選手、コーチングスタッフ、審判をはじめ、観客のすべての人々が現象を追う眼の力に差があることを強く感じている。また、講習会の指導実践でのプレイ中のことであるが、国内の元トップ選手や指導者においてもポジションが異なることによって、現象の多くを収集できていない現状があることがわかった。もちろん、著者自身も何度も大事な瞬間にスペースと相手のポジションを見誤ることが多々あった。これは、単純に筋力と神経の運動能力の低下もしくは衰えから影響がでていることが推測された。ここで注意しなければならない点は、「眼の力≠視力」である。

選手や指導者の力量に差が出る要因として石垣(1992)や田村(2001)らは、著書の中で眼の力の重要性を解剖生理学的に、また心理学的に強調している。田村(2001)は「内の眼と外の眼」という表現を使い、外の眼については、「六本の眼の筋肉それぞれがどのような筋力を持っているのか、バランスはどうかなど、……ものの見方をスムーズにするヒントはこういった眼の運動機能をチェックしなければ得られない」と述べている。また、鈴木(2009)らの研究で明らかにさ

れているように、指導者の運動経験や指導経験によって目の前で瞬時に変化する現象を追う「視線の動かし方」に違いがあることがわかっている。ただし、この方法論が理解できたとしても実際 に指導者が瞬時に変化する現象を眼で追うことができる力、すなわち、眼の運動能力が一定以上 レベルに達している必要があると考える。

眼の運動能力が劣る指導者は、屋外スポーツの多くは広いエリアで多くの人数を指導しなければならないため、目の前で起きた現象の多くを見逃すことが多くなると考えられる。また、ボールゲームの特徴として、ボールスピードが速い点にも着目しておかなければならない。これは、ボールの素材や身体とボールの間にある用具を変化させることによって生み出されるボールスピードが、運動者や指導者だけでなく、そのスポーツを見るものの思考・判断における難易度を上げる。それと同時に、各自の思考・判断をも刺激することになるため、眼の運動能力の向上は誰にとっても人生を豊かにするために重要な要因である。特に多くの運動者を可能な限り同時に指導しなければならない屋外スポーツの集団スポーツに携わる指導者には、眼の運動能力の一定以上の能力が必要不可欠な資質と考える。これは時として直接的な異議や間接的な論争に発展する審判のジャッジに対する運動者と指導者の反応からも見て取れる。つまり、ある問題に関して見ていた場所や見た人の経験値の違いにより生じることがあることを受け入れるために、「眼の力」を可能な範囲で測定し把握しておくことが重要になってくると考える。ただし、このような問題を解決するための測定機器の確保や使用には、一定の費用が必要となることは想定しておくべきであろう。プロフェッショナルの審判員は眼の力を測定し評価に反映されている現状があるが、アマチュアの審判員や指導者にも眼の力の測定を定期的に行える体制づくりは急務であると感じる。

二つ目は、指導者が運動者の戦術達成力を向上させるためには、その種目が本来行われるべき 運動環境を運動者に用意する考えを常に持っているべきであると考えている。これは、講習会を 受講した際に受講生の多くが感じ話していたことである。それは指導実践でプレイする場のほとん どが人工芝グラウンドであったことから、数回与えられた天然芝でのプレイ機会の際に改めて「サ ッカーは本来、芝草の上で行われる競技」であることを再認識させられた。これは受講生全員が 一致していた感覚であり、運動環境が本来あるべき姿と異なることで運動者の技術発揮や戦術発 揮に大きな影響を及ぼすことを意味していると考えるべきである。

ゴルフを例に挙げて考えてみると参考になる。ゴルフは天然芝の上でプレイする種目であることに異議を唱える者はいない。しかしながら、アマチュアの練習環境をみていくと競技ゴルファーでさえ人工芝の上から練習しているのが現状である。実際にゴルフの運動者はクラブを使って天然の芝草の上のボールを打ち、芝草の下の土をも削りながらプレイするからこそボールに正しいスピンをかけて狙った場所にボールを止めることができるのだが。残念なことに本来のゴルフを理解することなくプレイをしている愛好者が多いことには驚かされるのは著者だけであろうか。

このように、その種目が本来おこなわれるべき運動環境を提供することは指導者の責務であり、 特に試合の状況下で戦術が発揮される観点からしても、指導者は天然芝のグラウンドを運動者に 用意する考えを常に持っていることは、これからの指導者に求められる資質であると考えられる。

4. まとめ

本研究では、指導者の指導者、また、日本だけでなくアジアのプロサッカーリーグで監督の職に就ける指導者ライセンス講習会を受講し認可を得た著者が問題として感じた指導現場での事例

を下に、これからの部活動のボールゲームに携わる指導者に求められる資質に関し考察を行ってきた。本研究で明らかとなった、これからのボールゲームに携わる指導者に求められる資質は次のとおりである。

- 1) 大会参加チームの指導者が大会運営に携わる場合に指導者が備えておくべき資質は、「Player's first」の考え方を第一に、運動者を尊重する謙虚さを持っていること。同時に、指導者は規約に示された内容が持つ意味を深く理解できていること。
- 2) 技術に関する指導力を向上するために指導者が備えておくべき資質は、指導対象となる運動者の身体が、各々異なった機能を備えていることを理解し、把握するための測定を怠らないこと。
- 3) 戦術に関する指導力を向上するために指導者が持つべき資質は、その種目が本来行われる運動環境を用意する努力を継続すること。同時に、ボールを保持しない運動者への働きかけを逃さないための眼の能力を向上する努力を継続する強い意志を有していること。

以上のことから、これからの部活動に携わる指導者が備えておくべき資質には、指導者本位で物事を考える前にまず、対象となる運動者の立場で物事を見る力がさらに必要となってくると考える。また、技術指導や戦術指導を行う際の留意点として、運動者一人一人の持つ身体的な特徴を眼の能力から筋肉、神経、および関節の可動域まで把握するための測定を行い、科学的な根拠を持った上で指導者独自の感性を生かした個別指導ができる力が必要となってくると考える。また、その種目の本質を理解した上で、指導者は運動者の将来を見据えて身体的にも精神的にもその種目に相応しい運動環境の提供に務めていくことが、これからは運動者や組織の関係者のみならず、社会からも必要とされる指導者となっていくと思われる。

2020年には、世界各地からトップアスリートだけでなく、多くの方々が東京へ集結することになる。そのとき、日本のスポーツ関係者をはじめ、日本がどのように世界に発信されていくのかが今から楽しみであるとともに、現在ある不安要素の一つ一つが解消されていることを強く望み論を閉じる。

引用・参考文献

埼玉県大学サッカー連盟 (2012) 平成24年度第45回埼玉県大学サッカーリーグ戦大会パンフレット 埼玉県大学サッカー連盟 (2013) 平成25年度第46回埼玉県大学サッカーリーグ戦大会パンフレット 福田正博 (2007) 『決定力 なぜ日本人は点が取れないのか』 集英社

竹内京子、菊原伸郎、鈴木直樹、松村秋芳(2009)重心動揺からみた運動パフォーマンス評価(1). 埼 玉スポーツ科学、5:46.

菊原伸郎(2012)小学生のキック技能の習得における体育教育のあり方に関する研究:ゴール型ゲームの「キック技能」で求められる指導方法の検討。埼玉大学紀要(教育学部)、第61(1):33-40

田村知則、小林信也(2001)『眼が人を変える』草思社

石垣尚男 (1992)『スポーツと眼』大修館書店

(2013年10月31日提出) (2013年11月21日受理)